

消防参第 277 号
消防消第 365 号
令和 5 年 10 月 17 日

都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁国民保護・防災部参事官
消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

水難救助訓練等に係る安全管理の徹底について

令和 5 年 10 月 13 日に新潟県柏崎市において、水難救助訓練中の消防隊員が海水面を移動中に何らかの原因で溺れ、その後死亡するという、誠に痛ましい事故が発生しました。

当庁においては、令和 2 年 7 月 10 日に山口県で発生した水難救助訓練中の消防職員初任総合教育の学生の死亡事故を踏まえ、「水難救助訓練等に係る安全管理の徹底について」（令和 2 年 7 月 13 日 消防消第 198 号、消防参第 125 号）を通知し、水難救助訓練等において遵守すべき事項の周知徹底を図ってきたところです。

また、訓練時の安全管理の全般については、「警防活動時等における安全管理マニュアル」及び「訓練時における安全管理マニュアル」の一部改正について（平成 28 年 3 月 31 日 消防消第 63 号）を発出し、訓練時の安全管理体制や訓練時における安全管理マニュアルの見直し等についてお願いしてきたところです。

現在、今回の事故の原因等については関係機関にて調査中ですが、下記の事項に留意の上、水難救助訓練等に係る安全管理の更なる徹底を図り、今後の水難救助体制に一層の万全を期すようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してこの旨周知するようお願いいたします。

本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 水難救助に係るマニュアルの点検・見直し

- (1) 水難救助訓練等の安全確保に一層の万全を期すため、水難救助訓練等において遵守すべき以下の事項に留意して、各消防本部における水難救助に係るマニュアルを点検するとともに、その結果を踏まえ、必要があればマニュアルの見直しを行うなど、安全管理の徹底を図ること。

水難救助訓練等において遵守すべき事項

- 1 訓練等の実施に際し、参加者全員が訓練内容を把握するとともに、訓練参加者の体調をチェックする管理体制を強化すること。
- 2 使用する資機材の点検・確認を徹底すること。
- 3 活動隊員等の安全を確保するため、活動隊員以外に安全監視員を配置すること。
- 4 訓練場所等の安全を確保するため、警戒員を配置すること。また、必要に応じて警戒艇を配置すること。
- 5 救命胴衣を着装していない隊員は、水際での活動を行わないこと。
- 6 水中に入る隊員は、所定の装備を着装すること。また、訓練における要救助者要員の隊員は、救命胴衣を着装すること。
- 7 その他、訓練等における事故を防止するため、必要な措置を講ずること。

- (2) 上記(1)に加え、「警防活動時等における安全管理マニュアル(改訂版)」(平成28年3月 消防庁)及び「訓練時における安全管理マニュアル(改訂版)」(平成28年3月 消防庁)等に記載している安全管理に係る留意事項が、各消防本部の策定している各種マニュアルに適切に反映されていることを確認するとともに、必要に応じ、追記・修正等を行うこと。

【参考】

○消防庁「警防活動時における安全管理マニュアル(改訂版)」

https://internal.fdma.go.jp/hivarihatto/juvo/anzenkanri_h28.html

○消防庁「訓練時における安全管理マニュアル(改訂版)」

https://internal.fdma.go.jp/hivarihatto/juvo/h2803_safety_management_manual_in_training.pdf

2. マニュアルに基づく的確な訓練の実施状況の確認

実際の水難救助訓練がマニュアル通りに実施されているか、特に、前記の「水難救助訓練等において遵守すべき事項」について、遵守事項が適切に守られているかを確認すること。

- ・消防庁国民保護・防災部参事官付
担当：志水係長、石丸事務官
電話：03-5253-7507
E-mail：fdma.kyuujo@soumu.go.jp
- ・消防庁消防・救急課
担当：松本係長、布施事務官
電話：03-5253-7522
E-mail：shokuin@soumu.go.jp